

平成27年度 第4回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

平成27年7月23日（木） 午後2時 開議

- 日程第1 承認事項 会議録の承認について（平成27年度第3回定例会）
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（平成27年度第1回臨時会）
- 日程第3 報 告 教育長報告
- 日程第4 議案第8号 臨時代理処分の承認について（宮古島市預かり保育代替職員就労要綱の一部を改正する訓令について）
- 日程第5 議案第9号 宮古島市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する告示について
- 日程第6 議案第10号 結の橋学園学校建設基本計画検討委員会設置要綱について
- 日程第7 その他

議案第 8 号

臨時代理処分の承認について（宮古島市預かり保育代替職員就労要綱の一部を改正する訓令について）

上記案件については、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第 2 条の規定により宮古島市教育委員会へ付議する事項となっているが、教育委員会に付議する暇がないため、同規則第 4 条の規定により臨時に代理することとしたのでこれを報告し、承認を求める。

平成 27 年 7 月 23 日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

別紙

宮古島市幼稚園預かり保育代替職員就労要綱の一部を改正する訓令

宮古島市幼稚園預かり保育代替職員就労要綱(平成26年宮古島市教育委員会訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(勤務時間)

第5条 代替職員の勤務時間は、1日6時間以内とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

議案第9号

宮古島市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する告示について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成27年7月23日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

幼稚園での預かり保育における障害児の受け入れ体制を整備するため、人員配置に係る関係例規を整理する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する告示

宮古島市立幼稚園預かり保育実施要綱（平成27年宮古島市教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 3 幼稚園の教育時間において、特別支援教育支援員の派遣が認められている園児については、預かり保育の時間において職員の加配を認め、加配職員の配置基準等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 加配職員の配置基準については、宮古島市特別支援教育支援員配置要綱（平成23年宮古島市教育委員会訓令第13号）第7条に準ずる。

- (2) 加配職員は、幼稚園教諭免許又は保育士資格を有する者若しくは教育長が認めた者のうちから、宮古島市教育委員会が任命する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

議案第10号

結の橋学園学校建設基本計画検討委員会設置要綱について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成27年7月23日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

結の橋学園の学校建設について、検討委員会を設置し、協議・検討を行うには、要綱を制定する必要があるため、本案を提案します。

別紙

結の橋学園学校建設基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 宮古島市立伊良部、佐良浜小学校及び中学校の小中一貫校建設基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するにあたり、教職員、保護者、専門家等の意見を反映させるため、「結の橋学園学校建設基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を設置する。

(職務)

第2条 検討委員会は、基本計画策定に関し、次に掲げる事項について協議及び検討を行い、その結果を統合協議会に報告するものとする。

- (1) 伊良部島小中一貫校建設に向けた学校の基本的な構想に関すること。
- (2) 伊良部島小中一貫校建設に向けた施設の規模、機能、内容等に関すること。
- (3) その他基本計画に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、20人以内で組織し、次に掲げる者の中から教育長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 伊良部、佐良浜小学校及び伊良部、佐良浜中学校統合協議会委員
- (2) 伊良部、佐良浜小学校及び伊良部、佐良浜中学校教職員
- (3) 市教育行政職員
- (4) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する報告を行った日までとする。

2 委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に、会長1名と副会長1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長が委員の中から指名する。
- 4 会長は協議会を代表し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、会長が招集する。

- 2 検討委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(報償費)

第7条 委員に対する報償費は、予算の範囲内で決定し、これを支払うことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、教育部学校規模適正化対策班に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。